

---

研究ノート

---

## 中華民国 80 年の社会

—『少年大頭春的生活週記』の台湾 内政篇（その1）—

高橋明郎

### 1 はじめに

『少年大頭春的生活週記』は大頭春著として民国 80 年（1991）新聞に連載された張大春作の日記体の小説である。日記体とはいっても毎日の記述があるわけではなく、1週間毎の記述という形式を取っている。この小説は、民国 82 年単行本として聯合文学出版から上梓されて以来今日まで版を重ねており、なお多くの読者を有していると言えよう。

日記体の中身は、無論中学生の家庭や学校生活の記述が主体であるが、一方で新聞連載時に同時進行していた様々な社会的事件が記述されている。その意味で、執筆された民国 80 年に極めて密着した作品であり、同時代の読者には通常に倍するリアリティを持っていた。それぞれの事件の細部や重みは、すなわち、発表時の読者が当然有していたとみなせる情報であり、この小説中では、極端に言えば、事件の名称を示せば、連載されている新聞自体がその解説を自動的に提供してくれていた。しかし時間を隔てた読者にとって、本来有していた情報は減殺し始めているし、特に台湾以外の読者が小説を理解するためには、幾分の情報補完が必要となる。

私は昨年 8 月から 3 回ほど台北に短期滞在した折、作者張大春氏と一度面談したほか、国家中央図書館で、この小説の連載された民国 80 年前後の新聞のマイクロフィルムを調査してきた。ここでは主として台湾の有力紙の一つ『聯合報』の記事をもとに、

連載時の読者が有していた情報の一部を再提示してみよう。<sup>(1)</sup>

今回は内政関係を中心にまとめることとする。

## 2 台独派帰国問題

行刺前總統蔣經國的凶手鄭自才戴譽帰国，並參觀立法院，後來立法委員就表演  
潑水給他看。 80.6.23~80.6.29 《少年殺人電影》重要新聞<sup>(2)(3)</sup>(P.2)

### [前段]

今年2000年は、丁度刺蔣案(蔣経国暗殺未遂事件)30周年に当たっており、マスコミなどでも企画記事が書かれてもいる。

この四二四刺蔣案自体は、次のような事件である。民国69年(1970)4月24日、米国訪問中の蔣経国行政院副院長(副首相)がニューヨークのプラザ・ホテルで、米国留学中の学生黄文雄に至近距離から狙撃されたが、アメリカ側SPのおかげで、弾丸は蔣経国の頭上数センチの所をかすめただけで済んだ。このとき黄文雄とともに直ちに逮捕されたのが、この暗殺に関与していた鄭自才である。

当時台湾はかなり大きな外患に遭遇しかけていた。前年共和党のニクソン米大統領が就任演説で北京政府との修好を匂わせており、実質的にも米国人の訪中解禁や、台湾への戦闘機売却の中止などの政策が取られ、蔣経国の訪米へのアメリカ側の対応は、別れを前にしたよそよそしい鄭重さで、ニクソンもキッシンジャーも蔣経国に何一つ言質を与えなかった。

当日午前、60歳の蔣経国はアンドルー空軍基地からニューヨークに飛び、一行は昼過ぎにプラザホテルに入った。ホテル前には台湾独立を叫ぶ学生たちのデモがあった

- 
- (1) 今日では多くの新聞が発行されているが、メディアは長く政府規制下にあり、数も限られていた。『聯合報』と『中国時報』は、いずれも外省人資本による新聞として、長く発行されていた有力紙である。
- (2) 小説では中学生の書き間違いを表すために、故意に誤った字を書き、上から教師のチェックした×印を付している。
- (3) 台湾では永く公式文書では中華民國の年号で記載する決まりになっており、学校へ提出する記録の形をとったこの小説でも、年号は民国暦で表記されている。

が、玄関までは比較的平穩に過ぎる。しかし、入口の階段を上り切ったところに銃弾が発射された。黄文雄は 32 歳、コーネル大学に留学中、一方鄭自才は同い年の親戚で建築士の学生であった。

彼らは台湾独立運動に参加していた。国民党と台湾人が大衝突した二二八事件の起こった民国 36 年 (1947) 香港で「台湾民主自治同盟」が設立されて以降、台湾本土で戒厳令がしかれる一方、世界各地に台湾独立運動の団体が出来ていった。日本でも昭和 35 年 (1960) には「台湾青年社」が組織されている。多くは留学生たちが運動の中心であったが、彼らが帰国すると逮捕されるという事態が、以後続くことになった。そして、民国 69 年 (1970) 各国の団体が合併して「台独連盟」を結成したばかりの時に事件は起こった。

刺蔣案の目的は、例えば後に暗殺事件を引き起こすことになった問題の書物、江南の『蔣経国傳』<sup>(4)</sup>でも簡潔にふれられているように、台湾の国民党支配を混乱させることであった。すなわち蔣経国を殺害すれば、国民党は蒋介石の有力な後継者を失った状態となり、政権が継続したとしても混乱は不可避となるし、84 歳の蒋介石にとっても大打撃を与えることになると考えたのである。

前述のように、この件については、30 周年に当たり、既に国民党外の総統が誕生した今年、様々な再評価が行われ、実行犯の二人も意見を述べているが、30 年を経て既に 60 代の二人の証言は微妙なニュアンスの違いを見せている。しかしこの稿ではそれはひとまず措くこととし、とりあえず民国 80 年に至る軌跡を簡単に確認しよう。

二人は当時の台湾の国民党下の政界やマスコミでは無論「凶手」として報じられたし、当初は共産党の手先であるかのような報道もあったらしいが、反体制派の「台独連盟」では「義士」と称されていた。200 万ドルの保釈金で保釈された後、この 2 名は台湾に送られず潜行、鄭自才はスイスに亡命、翌年アメリカはスイスに身柄引き渡しを要求しているが、それほど熱心ではなく、民国 70 年 (1981) には、鄭自才はスイスで「台湾前進会」を組織している。一方民国 75 年 (1986) 9 月 28 日には野党民進党が成立、野党勢力の確立とともに、海外に散っていた反体制派の人々の帰国が散見さ

(4) 前衛、1997 年出版の版を使用。P. 440

れるようになる。国民党の「黒名單」(ブラックリスト)に載って、帰国が妨害されかねない人たちは、正規の入国手続きを経ずに入国するという手段を取ることもあった。例えば民国78年(1989)年5月には前月7日に焼身自殺した鄭南榕の葬儀に、入国手続きを経ていない陳婉真が参列したりした。

こうした流れの中で鄭自才も民国80年(1991)入管の目を潜って台湾に帰国、6月台中での陳婉真主催パーティに出席したりしている。そして国会に争議を巻き起こしたのは、6月25日に鄭自才が民進黨関係者の手引きで立法院を傍聴したことであった。密航者が私的な場ではなく、国会という公的な場所に姿を表し、拘束もされない状況は、入管法を骨抜きにしかねず、取扱いを巡って関係官庁が苦慮したことは後に述べる。

### [事件]

6月26日付『聯合報』によれば、事件は次のように起こっている。

6月25日午後、鄭自才は妻の吳清桂をともない立法院に傍聴に現れた。付き添ったのは野党民進黨の盧修一立法委員(以下議員)である。

これに対し、与党国民党の王天競議員は直ちに鄭自才がどうして傍聴席に入れるのかという手続き問題を持ち出して非難した。王天競は、「我們國家究竟荒唐到什麼地步，連偷渡者都可以進來，難怪國家要完蛋了(われわれの国家は結局どこまでいい加減なのか、密航者でさえ入ってこられるというのでは、国家が崩壊しつつあるのではないか)」と声を張り上げた。そして劉松藩議長に対して、鄭自才が規定の手続きをしているか直ちに調査するよう要求した。この時民進黨の魏輝乾議員が紙コップを手に演壇に近づき王天競に水を浴びせ、さらにコップを王天競に投げつけた。議席の民進黨議員もそれに乗じて王天競を野次ったので王天競は魏輝乾にコップを投げ返した。邱連輝議員は王天競を「混蛋(バカ)」と罵り、「這裡就是鄭自才的故鄉，他當然有權利回家。(ここは鄭自才の故郷で、彼には帰国の権利がある)」と述べ、民進黨議員の多くも王天競を「乞丐趕廟公」と野次って、演壇下は大混乱となった。

劉松藩議長は全議員に着席を求め、王天競には鄭自才について発言する権利がある、魏輝乾には水をかける理由がないと総括し、立法委員に鄭自才に逮捕状が出ているか

確認を求めた。民進党議員が未発行の旨を伝えると、劉松藩議長は、「鄭自才先生具有中華民國國民の身分、其未經法院判決前、當然有資格到立法院傍聽、但要依程序辦好手續。(鄭自才氏は中華民國國民の資格を有し、まだ裁判所の判決前であれば、当然立法院傍聽の資格はある。ただ、正規の手続きを踏む必要がある)」と裁定した。

盧修一がこのあと登壇して、彼自身が鄭自才の立法院立入りの保証をし、傍聴券も取得していると説明したので、劉松藩議長は鄭自才に傍聴の資格有りとした。

水を浴びせられた王天競は、審議後、鄭自才は来賓証の処理をされておらず、明らかに「身分不明」に該当するので、当然議場 2 階の傍聴席には入れないと述べたあと、「有哪一个國家会对刺殺前任總統的人這麼禮遇！(前の總統を暗殺するような人間をこれほど鄭重に扱う国があるものか)」と強調した。

立法院を訪問する人間は、すべて来賓証が必要で、議会傍聴の際には来賓証を傍聴券に引き換える。鄭自才は来賓証を所持せず、単に盧修一の紹介だけで傍聴券を入手しているので、「身分不明」に変わりなく、議場には入れないはずだというのが王天競の主張である。

### [周辺]

この立法院傍聴に到る前に、鄭自才を巡っては与野党間の鞘当てがあった。

当然のことながら、既に米国で逮捕されているとはいえ、国家首脳に対するテロ行為の加担者であり、しかも正規の入国手続きを経ていない人間が国内で公然と行動することは、国法への信頼を揺るがす事態でもある。そして前述のように反体制派の人々が、同様に公式の入管手続きを経ずに越境してくる事態に鑑みれば、この処理は一人鄭自才に収まる問題ではなく、既に野党を持つ中華民国政府としては、慎重な対応を迫られていた。

当時の立法院での予算審議と同時に行われた質疑で、呂有文法務部長（法相）は、鄭自才の拘留については、検察が慎重に検討中と答弁するに止めている。

特に民進党側の議員からは、鄭自才が越境の現行犯ではないこと、逮捕状が未発行であること、更に彼自身が連絡先や行程を公開していることを理由に、彼を拘束して社会的な騒乱を引き起こすような事態は避けるべきだとの意見が出された。盧修一も、

台湾には政治活動に関係している人の帰国を阻む無形の障害が存在し、結果的に不法な形で帰国せざるをえない状況に追い込んでいると指摘し、国安法の廃止と「黒名單」排除を求めた。呂法務部長は、これに対し、国安法は法務部ではなく内政部の所管事項であること、政府は入出境名單（イミグレーション・カード）を管理しているだけで、所謂「黒名單」というものは存在しないと答弁している。（6月24日質疑）

このように鄭自才問題は、国安法や「黒名單」問題を巡る論議に発展していた。

国安法は、正式には「動員戡乱時期国家安全法」と言い民国76年（1987）に施行された。施行後38年目のこの年に解除された戒嚴令に代わるものとして、戒嚴令時期の統制を急激に緩めてしまわないよう、動乱期の国家安全及び社会安定の確保を目的として置かれた法律である。ここで言う「動員戡乱時期」とは、北京政府を想定敵国として、言わば臨戦体制を取る時期を意味している。

呉徳美議員は、24日の立法院審議で、既に施行後4年たち当初の国安法の目的は十分達せられていること、国家安全保障については、現行法中に、「妨害軍機治罪条例」「要塞保壘地帯法」、刑法中に「内乱外患罪」条項が存在していることを理由として、屋上屋を重ねる法律は不要だと主張した。また王志雄議員は質問状のなかで、ここ数年鄭自才のケースのような、反政府分子の密入国成功例が相継いでいるので、むしろ政府の権威を失墜させないためにも、反政府分子の入国制限を撤廃せよと述べている。

一方検察側の反応は、24日に検察長（検事総長）代理の張瑞楠台北地検主任検察官が、鄭自才が入国許可手続をしていない場合は明白な国安法違反であること、台北市に籍を置いた場合は台北地検がこの事件の管轄権を有すると認めながら、反面、鄭自才が既に一定期間台湾に居留し、短期のうちに出国する虞が無い以上、拘留要件を満たさないとの見解を示した。これは国安法関連では警察当局が書類を検察に送付していないので、入国の子細について検察としては情報が無いとして一時棚上げに近い判断をしたものようである。そもそも台北地検は刺蔣案自体については捜査をしておらず、逮捕手続も取っていないし、時効にも達しているので、20年前の刺蔣案の再捜査には消極的であったものらしい。一方上級機関の台北高検も態度を留保していた。鄭自才が台湾独立連盟に参加していた証拠がないので、関係機関からそれを受理した段階で捜査に着手するというのである。

こうした行政側の混乱は、一にかかって、鄭自才問題が出現した絶妙なタイミングのせいとみなせるであろう。

この時期は總統府、政府、国民党の三者が入管行政を巡ってちぐはぐな対応をしていた期間に当たる。溯って5月1日には、「動員戡乱時期」の終結が宣言されている。すなわち、国安法が想定している特殊な時期でなくなったという宣言であり、法律そのものが存在意義を問われる時期に入っている。これは前年中華民國總統に就任した李登輝の大陸政策の一環であった。更に李登輝總統は、5月22日には「懲治叛乱条例」廃止を宣言した。しかしながら行政府を司る郝柏村行政院長（首相）は、4月に独立運動関係者の帰国を許さない姿勢を立法院で明言している。この政府路線に呼応するように、「懲治叛乱条例」廃止宣言後も、直ちに入管部門の局長が、独立運動関係者の帰国は依然として認めないと表明するなど、總統府と政府の政策の溝が次第に表面化しつつあった。法務部や検察の様子見のような態度は、鄭自才以前に密入国した台湾独立運動家を総力で逮捕しようとしながら、結局ほとんどを取り逃がした失敗を繰り返すことへの危惧によったというのもさることながら、この綱引きの流れを注意深く観察している体であったろう。

『聯合報』は6月25日付紙上で、解説欄【新聞透視】に陳永富の特別寄稿を載せているが、そこでは関係法令の分析を次のように行っている。

不論鄭自才是偷渡或從機場蒙混入境，都是非法入境，依国安法，可处三年以下有期徒刑，這點並不符刑事訴訟法第七十六條所犯最輕本刑為五年以上有期徒刑，得不經喚逕行拘提的要件。

不過刑事訴訟法第七十六條亦規定：被告犯罪嫌疑重大，而有無一定之住居所者，逃亡或有事實足認有逃亡之虞者，及有事實足認為湮滅，偽造，變造證據，或勾串共犯或證人之虞者，得逕行拘提。

依目前狀況看，鄭自才所涉及為違反国安法的輕罪，且他已宣稱將在台湾居留一段時間，有一定寄籍處，並將接受有關單位傳喚，檢方如循正常程序處理，極可能在分案偵辦後才傳訊，若他拒不到案，才會考慮發出拘票，強制他到案。

法務部長呂有文昨天答復立委質訊，表示不要強制拘提鄭自才是一個非常善意的建

議、他會轉達給檢警機關，似也透露些許檢方將低調处理的訊息。

（鄭自才が密航したにせよ、空港で人に紛れて入国したにせよ、いずれにしても非合法な入国であり、国安法に照らせば、3年以下の有期刑に当たり、これは刑事訴訟法76条の、罪状の最も軽いものが5年以上の有期刑に当たる場合は、召喚せずに直ちに拘引できるとした規定には合致しない。

しかしながら、刑事訴訟法76条は、重罪の容疑を受け、かつ定まった住所が無い者、逃亡し、或いは逃亡の虞があると判断される者、証拠の埋滅、偽造、変造の虞があると判断される者、共犯または証人を拘引する虞のある者については、直ちに拘引できる、としている。

現状からすると鄭自才の嫌疑は、国安法違反の微罪であり、かつ彼は台湾にしばらく居住すると宣言しており、その住所もあり、関係機関の召喚を待つ状態である。検察当局が通常の手順通り処理しても、事件ごとに捜査後改めて訊問もできる。もし彼が捜査に同意しない場合は、そこではじめて逮捕状を請求し強制的に身柄を確保できることになる。

呂有文法相が昨日立法委員会の質問に答え、鄭自才の身柄を強制的には確保しないというのは、非常に善意的な提案だと述べたことは、検察当局がこの案件の処理に非常に消極的であることを匂わせたものである。）

渦中の鄭自才であるが、こちらは24日に民進党中央党部を訪問、陳永興代理首席から入党申請書を受取り、いつでも入党し台湾籍となれるよう備えた。（6月28日台南で入党を宣言）。民進党は、彼を国外で台湾のために貢献した者と位置づけており、鄭自才の立法院傍聴も、明らかに国民党への挑発として行われたものである。民進党の張俊宏は、国民党の「黒名單」政策への挑戦として鄭自才問題を強調してみせている。

民進党は、月が変わった7月8日に、鄭自才を今度は台北市議会の傍聴に連れ出した。貴賓席に民進党の卓榮泰議員が鄭自才夫妻を伴い姿を現すと、民進党議員団の康水木幹事が発言を求めて貴賓席の夫妻を紹介、議員達は拍手で迎えた。民進党は陳健治議長に歓迎の挨拶をするよう要求した。立法院の時のように人目を引く一場への期待が無かったとは言えないであろう。



しかし、この時の陳議長は、かなりスマートな対処をしてみせた。議員が傍聴者の身分を紹介し、拍手で歓迎の意を表したのだから重複して挨拶することは不要であるとしたのである。そして、巧妙にも、中華民國国民であれば貴賓席に傍聴に來れば歓迎されると付け加えて、鄭自才という固有名詞に関わる扱いでないように処置したのである。

因に、この時点での台北市議會を構成する議員は民国 78 年(1989)改選の人たちで、まだ国民党が 69.2%の得票率を誇り、民進党は 23.4%であった。しかし次の民国 83 年(1994)改選では、国民党は実に 38.5%にまで得票率を下げ、民進党の 34.6%に肉薄<sup>(5)</sup>されている。(この年現中華民國總統の陳水扁が台北市長に当選した)。

鄭自才は、この時マスコミに対して、游錫堃宜蘭県長のはからいで、宜蘭に籍を置く予定があること、民進党から国民代表選挙に出馬する意向があることを表明している。(彼は不法滞在状態なので、国民 ID もない状態だった)

これと前後するが、7月3日には非常に大きな決定が行われた。行政院の反対はあったが、李登輝總統は台独の幹部を除いて、所謂「黒名單(ブラックリスト)」に載っている台湾人の帰国を認めると決したのである。

鄭自才をめぐる一連の騒動は、こうして国政の民主化が進められる中で、次第にニュース価値をなくしていきつつ収束していったとも言える。

### 3 選挙区割に関する抗議

民進黨抗議選區劃分不公，動員二百餘名黨員至內政部及中央選委會丟雞蛋抗議，共計三千多枚。 80.7.7~80.7.13 《遇見二愛的女生》重要新聞(P.9)

この選挙区割は、年末に予定される国民大会代表(以下国民代表)選挙に適用されるべきものである。この選挙がどれだけ大きな意味を持つかという点、この選挙で選ばれた代議員(国民代表)が、憲法関係の議決権を持つだけでなく、總統と副總統を

(5) 葛永光『臺灣的故事 政治篇』(行政院新聞局:民国 87)による。

選ぶと同時にそれらを罷免する権限をも持っているためである。当然ここで多数を占めた政党から国家元首が出るわけで、国民党としては当然明確な勝利を得たいところである。そして国民党は大政党に有利な小選挙区を考えていて、浮動票の欲しい民進党の意向とは対立していた。選挙区割については、選挙結果を大きく左右するだけに、2年前の立法委員選挙でもめめた経緯がある。

しかしながら、事態をここまで面倒にしたのは、民国80年の国大代表選挙が建国以来わずか2回目の、ほぼ40年ぶりの選挙で、歴史的なものになる筈のものであったからである。国民代表の任期は6年だが、「動員戡乱時期」の臨時条例によって改選がなかったために民国36年(1947)選出の国民代表がその任にありつづけて、台湾が世界の政治の中でもまれに見る、天然記念物的な万年議員を擁していたのは有名となった。その国民大会は当然国民党の牙城であり、李登輝総統も、曲折を経ながらも国民党の幹部として、まさにこの万年議員集団によって選出されたのである。しかし、その李登輝総統は、前年の国会会議の結論をもとに、総統と副総統の直接選挙による選出、万年議員の早期交代に大きく舵をきった。年末の国民代表選挙は、当然前回の中国大陸で行った国民代表選挙とは全く異なる台湾地区の区割による選挙となる。すでに立法委員選挙で4分の1の得票率を上げている民進党としては、当然国民党の地盤に大きく穴を空けたい所である。翌年第2回の立法委員選挙を控えていて、その前哨戦としても注目される選挙である。

小説に記載された事態は7月9日に起こった。10日付の『聯合報』の記事をもとにまとめると次のようなものである。

この抗議行動は予告されていたため、内政部と中央選管は午前中からバリケードの用意も怠りなく鉄条網の配置や警備要員の配置も済ませていた。午後2時半ごろ請願の人が集まり始め、洪奇昌、李慶雄、田再庭、王聰松ら立法委員や党職員が宣伝カーで選挙区割に抗議する演説をした。一方警備当局は、これを「無届集会」とみなし、集遊法違反として、劉闊大安分局長が3時40分、45分、50分と再三プラカードで群衆に警告をした。この3回目の警告の時点で、一部群衆が卵を投げつけ、劉闊局長と随行者、及び記者が被害を受けた。

4時15分と30分に2, 3回目の卵攻撃が, 内政部屋上でビデオで証拠を記録している者に対して行われた。しかし35分には群衆は退去を始め, 卵で汚れた壁や駐車場は直ちに内政部の清掃担当者と消防ポンプが後始末に取りかかった。

警備には保一総隊の6個中隊170名の保警(機動隊)と台北市警察局派遣の400名の警官が当たった。また証拠としてビデオ撮影してあるので, 卵を投げたものは法により処罰される見込みである。

実は民進党は, 千名の群衆を動員し, 卵三千個を投げつけると豪語していたが, 実際に来たのははるかに少ない人数で, 卵も千個に満たなかったようで, 翌日の『聯合報』の見出しには「**民進黨聚衆向内政部丟鵝蛋。兩百餘人兩小時抗議, 平和收場**~(民進黨衆を集め内政部に鵝卵を投げる, 200名以上2時間抗議も, 平和裏に撤収~)」といった寂しい文字が並ぶだけで, 卵の個数は削られた。おそらくは混乱が拡大すればそこでパフォーマンスを演じる腹で, 前に参加を表明していた黄信介民進党首席と張俊宏民進党秘書長は, 形勢不利とみて姿を現さず, 前記4名の民進党議員が出てきただけでは, 煽動力は皆無というべきだろう。警備側も内政部当直の通常の体制であらったようである。このように打ち上げ花火にもならないような結果に, 『聯合報』の紹介した内政部高官の「**民進黨人士明知選區重劃是不可能的事, 此次行動純粹表態, 期能在國代選舉中博得同情。**(民進黨の人々も, 今更選挙区割をやり直せないのは分かっているはずだ。このたびの行動は単純なデモンストレーションで, 来たる国民代表選挙で同情票を期待しているだけだ)」というコメントも宜なるかなである。

勿論民進党も自分たちに不利だからということでは大声では言わない。(とは言っても, 議会の多数派に不利のように議決される筈はないのである。)小選挙区では買収が行われやすいとか, 区割を決定する過程が密室で行われていると批判したが, そもそも区割を決める中央選委に存在した民進党枠を蹴飛ばして参加を拒絶した過去がある以上, この件に関しては, 民進党が党派を超えた国民の支持を得るのは難しかったであろう。

形勢が不利なので, 民進党に属する一部の県長が選挙事務を拒否する可能性を示唆しているとも報道されたが, 結局この区割で選挙は実施された。選挙結果は, 国民党

が得票率 71.2%で約 8 割に当たる 318 議席を獲得、民進党は 23.9%で約 2.5 割の 75 議席を獲得している<sup>(6)</sup>。民進党はその直近 2 年間に行われた選挙での得票率の枠内（民国 78 年の県市長選挙を除く）であるが、国民党の得票率は重要選挙の中では最高で、この時点では区割が与党にとっては成功だったことを示している。その修正バネで、翌年の立法委員選挙では国民党が約 10%減らし、民進党が約 10%伸ばすという結果になった。それでも、国民党は以後の選挙でこの時の立法委員選挙での得票率を上回ることとはなく、長期低落期に入るのである。

(接)

---

(6) 注(5)に同じ。